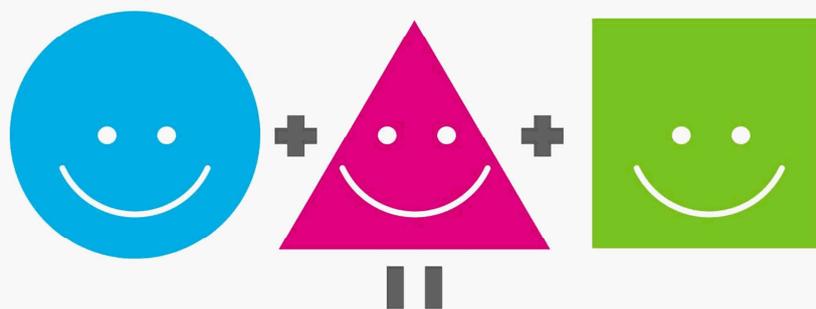


プライバシー保護に配慮した防犯カメラの 設置及び運用に関するガイドライン

このガイドラインは、不特定多数の方が利用する場所に防犯カメラを設置し、又は設置しようとしている事業者の皆様を対象に、犯罪の予防とともに個人のプライバシー保護に配慮したカメラの設置及び運用を図っていただくための指針として作成したものです。

地域から始めよう！



しずおか防犯まちづくり

静岡県

I はじめに

1 防犯カメラとプライバシー

犯罪が増加する中、静岡県では「人の目」による見守り合いを基本として犯罪の起きにくい“防犯まちづくり”を推進していますが、「人の目」が行き届かないところに対しては、防犯カメラを設置することも犯罪の抑止に有効です。

しかしその一方、人には、自己の容ぼう等をみだりに撮影されたり、公表されたりすることのない自由があり、プライバシーに関する権利の一つとして、憲法第13条（個人の尊重）により保障されています。防犯カメラを設置し、利用するすべての人が、被写体となる不特定多数の個人のプライバシーを侵害することがないように、十分留意することが必要です。

そこで静岡県では、全国に先駆け防犯カメラの適正な運用に配慮すべき事項を定めたガイドラインを作成し、防犯カメラを設置し、利用する皆様に活用いただくことにより、防犯カメラによる犯罪の防止とプライバシー保護の調和を図ることとしました。

2 防犯カメラとは

このガイドラインでは、防犯カメラとは、金融機関の店舗、小売店舗、劇場・映画館、スポーツ・レジャー施設、ホテル・旅館、鉄道駅、駐車場及び商店街等不特定多数の者が利用する施設や場所において、犯罪の予防を目的（犯罪の予防を副次的目的とする場合も含む。）として、特定の場所に常設しているカメラをいいます。

3 防犯カメラに記録された個人の画像の性格

防犯カメラに記録された個人の画像は、特定の人物を識別することができる個人情報であり、「個人情報の保護に関する法律」におけるガイドラインにおいても明記され、保護の対象となっています。

犯罪の予防のためといえども、個人情報は適正に保護されるべきものです。

II 防犯カメラの設置及び運用に当たって配慮すべきこと

1 防犯カメラの撮影区域

防犯カメラの設置及び運用に当たっては、犯罪の予防効果を高めるとともに unnecessary な個人の画像の撮影を防ぐために、撮影区域を必要最小限の範囲とする必要があります。

また、カメラの向きや角度を調整して、住宅などの私的空間が映り込まないようにしましょう。

2 防犯カメラの設置の明示

防犯カメラの設置に当たっては、人はその容ぼう等をみだりに撮影されない自由があることから、本人の知らないうちに撮影されること（いわゆる「隠し撮り」）とならないよう、防犯カメラが設置されていることをわかりやすく表示することが必要です。

更に、防犯カメラの撮影区域内だけでなく、撮影区域に立ち入る前の場所にも表示することにより、撮影区域であることを認識させ、犯人に犯行を思いとどまらせる抑止効果が高まります。また、その表示により、被撮影者に対し、撮影区域に入らないという選択の機会を与えることが必要です。（参考例は裏表紙）

3 管理責任者の指定

防犯カメラは、その運用を誤れば、個人のプライバシーの侵害につながりますので、その管理、運用に関する責任者を定め、適正に運用する必要があります。

4 画像データの保存・取扱い

画像による個人に関するデータが、本人の知らない間に、社会に出回るということは、恐ろしいことです。防犯カメラの画像データが外部に漏れることのないように、一定のルールに基づき慎重な管理を行うことが必要です。

(1) 防犯カメラ等の操作担当者の指定

防犯カメラ、モニター又は録画装置を設置する場合は、機器の操作や画像データの視聴ができる者を限定することが望まれます。操作を行う担当者を指定し、指定された担当者以外の操作を禁止することが必要です。

(2) 画像データの保存期間

現在、録画装置はデジタル化が進み、小型・大容量のハードディスクを備えた、長時間録画の可能な機種が増えていますが、画像データの漏えい、滅失、き損又は流出等の防止その他の安全管理を徹底するために、保存期間は極力短期間とすることが必要です。原則として、最大1箇月以内で必要最小限度の保存期間を決め、不必要な画像データの保存はやめましょう。

(3) 画像データ等の厳重な管理

モニターや録画装置、画像データを記録した記録媒体（ビデオテープ、DVD、外付ハードディスク等）やパソコンについては、盗難、管理責任者や操作担当者以外の視聴の防止のため、事務室等の施錠のできる室内又は設備の中で、かつ、関係者以外の者が容易に見通せない場所で厳重に管理し、外部への持ち出しは禁止しましょう。

(4) 画像データの消去

画像データを消さないでおくと、個人情報が出流する等の危険性が高まります。保存期間が終了したり、保存の必要のなくなった画像データは、直ちに消去しましょう。

5 秘密の保持

防犯カメラの管理責任者等は、防犯カメラによって人の容ぼう・姿態という個人情報を大量に収集し、管理することとなります。したがって、防犯カメラの管理責任者等は、画像データそのものはもちろんのこと、画像から知り得た情報をみだりに人に漏らしてはなりません。

ただし、自分の映っている画像を確認してほしいという本人からの申し出があった場合は、他の人の画像データを含む画像の除去など、第三者の画像データの漏えい防止に十分配慮した上で、できる限り応じてあげてください。

6 画像データの外部に対する提供

事件捜査等のため警察等に画像データを提供する場合でも、組織内の提供手続のルールや提供する場合の基準などを定め、適正に運用しましょう。

7 苦情等の処理

防犯カメラの設置及び運用に対する苦情や問い合わせには、誠実かつ迅速に対応しましょう。

また、苦情処理担当者を指定し、苦情等に対する対応要領を定めておくことが必要です。

Ⅲ 運用規程を作りましょう

運用規程の作成

防犯カメラの設置者は、この指針の内容を踏まえた運用を管理責任者、操作担当者等に理解できるようにするため、防犯カメラの運用に関する基準を明文化して定めることが必要です。作成に当たっては、次ページ以降の例を参考にしてください。

また、基準及び基準に基づき定めた具体的必要事項の一覧表を操作室内に掲示し、管理責任者、操作担当者等に周知、徹底を図ってください。

参考例 1

法人、組合等の組織における場合

プライバシー保護に配慮した防犯カメラの設置及び運用基準

- 1 この規程は、〇〇〇〇が設置する防犯カメラについて、個人のプライバシー保護に配慮した設置及び運用を図ることを目的とする。
- 2 防犯カメラの設置及び運用に当たっては、撮影区域が必要最小限度の範囲となるよう配慮する。
- 3 防犯カメラの管理及び運用に責任を持つ防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。
- 4 防犯カメラの撮影区域の内外の見やすい場所に、次の事項を見やすく表示する。
 - (1) 「防犯カメラ設置中」等の防犯カメラを設置している旨
 - (2) 管理責任者及び連絡先
- 5 モニター及び録画装置の設置場所への、管理責任者の許可を得た者以外の立ち入りを禁止する。
- 6 モニター及び録画装置は、施錠ができる室内等で、かつ、関係者以外の者が見通せない場所に設置する。
- 7 管理責任者は、防犯カメラ、モニター又は録画装置の操作を行う権限のある者（以下「操作担当者」という。）を指定する。
- 8 画像データの保存期間は、〇週間とする。
- 9 画像データは、管理責任者の許可なく設置場所から持ち出してはならない。
- 10 保存期間を経過した画像データは、迅速かつ確実に消去する。
- 11 記録媒体を廃棄する場合は、読み取りが物理的に行えないよう、破碎、裁断等の処理を行う。
- 12 当該防犯カメラ等により知り得た個人の情報は、みだりに外部に漏らしてはならない。
- 13 事件捜査等のための警察等に対する画像データの提供は、正式な文書による依頼があった場合において、関係職員が協議のうえ決定し、複数の関係職員の立会いのもと行う。
- 14 本人から、防犯カメラにより撮影された自己の画像データの提供を求められた場合は、第三者の画像データを含む画像の除去など、第三者の画像データの漏えい防止に十分配慮した上で、原則として提供する。
- 15 管理責任者又はその指名を受けた苦情処理担当者は、当該防犯カメラの設置、運用に関する苦情等を受けたときは、誠実かつ迅速に対応し、必要な措置を講じなければならない。
- 16 管理責任者は、操作室内にこの基準及びこの基準に基づき定めた必要な事項を記載した一覧表を掲示し、操作担当者等に周知、徹底しなければならない。

参考例 2

個人商店等で複数の従業員等がいる場合

プライバシー保護に配慮した防犯カメラの設置及び運用基準

- 1 この規程は、当店が設置する防犯カメラについて、個人のプライバシー保護に配慮した設置及び運用を図ることを目的とする。
- 2 防犯カメラの設置及び運用に当たっては、撮影区域が必要最小限度の範囲となるよう配慮する。
- 3 防犯カメラの管理及び運用に責任を持つ防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。
- 4 防犯カメラの撮影区域の内外の見やすい場所に、次の事項を見やすく表示する。
 - (1) 「防犯カメラ設置中」等の防犯カメラを設置している旨
 - (2) 管理責任者及び連絡先
- 5 モニター及び録画装置の設置場所への、管理責任者の許可を得た者以外の立ち入りを禁止する。
- 6 モニター及び録画装置は、施錠ができる室内等で、かつ、関係者以外の者が見通せない場所に設置する。
- 7 管理責任者は、防犯カメラ、モニター又は録画装置の操作を行う権限のある者（以下「操作担当者」という。）を指定する。
- 8 画像データの保存期間は、○週間とする。
- 9 画像データは、管理責任者の許可なく設置場所から持ち出してはならない。
- 10 保存期間を経過した画像データは、迅速かつ確実に消去する。
- 11 記録媒体を廃棄する場合は、読み取りが物理的に行えないよう、破碎、裁断等の処理を行う。
- 12 当該防犯カメラ等により知り得た個人の情報は、みだりに外部に漏らしてはならない。
- 13 事件捜査等のための警察等に対する画像データの提供は、正式な文書による依頼があった場合において、撮影日時、場所等を特定し、該当する画像データのみについて行う。
- 14 本人から、防犯カメラにより撮影された自己の画像データの提供を求められた場合は、第三者の画像データを含む画像の除去など、第三者の画像データの漏えい防止に十分配慮した上で、原則として提供する。
- 15 管理責任者又はその指名を受けた苦情処理担当者は、当該防犯カメラの設置、運用に関する苦情等を受けたときは、誠実かつ迅速に対応し、必要な措置を講じなければならない。
- 16 管理責任者は、操作室内にこの基準及びこの基準に基づき定めた必要な事項を記載した一覧表を掲示し、操作担当者等に周知、徹底しなければならない。

参考例 3

個人商店等で店主（経営者）一人の場合

プライバシー保護に配慮した防犯カメラの設置及び運用基準

- 1 この規程は、当店が設置する防犯カメラについて、個人のプライバシー保護に配慮した設置及び運用を図ることを目的とする。
- 2 防犯カメラの設置及び運用に当たっては、撮影区域が必要最小限度の範囲となるよう配慮する。
- 3 防犯カメラの設置、管理及び運用に関する責任は、店主（経営者）が負う。
- 4 防犯カメラの撮影区域の内外の見やすい場所に、次の事項を見やすく表示する。
 - (1) 「防犯カメラ設置中」等の防犯カメラを設置している旨
 - (2) 管理責任者及び連絡先
- 5 モニター及び録画装置の設置場所は、店主（経営者）の許可を得た者以外の立ち入りを禁止する。
- 6 モニター及び録画装置は、施錠ができる室内等で、かつ、他の者が見通せない場所に設置する。
- 7 防犯カメラ、モニター又は録画装置は、他の者の操作を禁止する。
- 8 画像データの保存期間は、○週間とする。
- 9 画像データは、設置場所から持ち出さないこととする。
- 10 保存期間を経過した画像データは、迅速かつ確実に消去する。
- 11 記録媒体を廃棄する場合は、読み取りが物理的に行えないよう、破碎、裁断等の処理を行う。
- 12 当該防犯カメラ等により知り得た個人の情報は、みだりに外部に漏らしてはならない。
- 13 事件捜査等のための警察等に対する画像データの提供は、正式な文書による依頼があった場合において、撮影日時、場所等を特定し、該当する画像データのみについて行う。
- 14 本人から、防犯カメラにより撮影された自己の画像データの提供を求められた場合は、第三者の画像データを含む画像の除去など、第三者の画像データの漏えい防止に十分配慮した上で、原則として提供する。
- 15 当店の防犯カメラの設置、運用に関し、苦情等を受けたときは、誠実かつ迅速に対応し、必要な措置を講じる。
- 16 操作室内にこの基準及びこの基準に基づき定めた必要な事項を記載した一覧表を掲示し、常に徹底に心がける。

防犯カメラの運用に関する必要事項一覧表

※ プライバシー保護に配慮した防犯カメラの運用に関して必要な事項を記載しています。操作担当者等が確認しやすい場所に掲示し、活用しましょう。

項 目	規 定 内 容
防犯カメラの設置場所	(記載例) ※ 1階青果売場、2階紳士服売場 ※ ○○薬局(○○書店、○○食堂)外壁(商店街等の場合)
防犯カメラ設置台数	街頭(施設・店舗外) 台 施設(店舗)内 台
防犯カメラ設置の明示	防犯カメラ撮影区域内外に 枚 設置 表示内容 防犯カメラ設置中(実際に明示している表現で記載) 防犯カメラ管理責任者(役職名等でも可) 連絡先(電話番号)
防犯カメラ管理責任者	役職名 氏 名 連絡先
画像表示装置の有無	設置あり ・ 設置なし (該当に○印)
録画装置の有無	設置あり ・ 設置なし (該当に○印) 録画装置の記録媒体の種類 (記載例) ※ ビデオテープ、DVD、CD等と記載。
画像データの保存期間	保存期間 ○週間 画像データ消去日 (記載例) ※ 毎週 ○曜日 毎月第3○曜日 等
防犯カメラ等の操作担当者の指定	(複数指定可) 役職名 氏 名 連絡先
苦情処理担当者	(管理責任者が兼ねる場合は管理責任者名) 役職名 氏 名 連絡先

防犯カメラ表示板例

〇〇店 店長	管理 責任者	防犯カメラ 設置中
	連絡 先	
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		

このガイドラインに関する質問や御相談は、
お気軽に下記まで。

静岡県くらし・環境部県民生活局
くらし交通安全課防犯まちづくり班
電 話 054-221-3714
E-mail : kurashi-kotsu@pref.shizuoka.lg.jp